

## 令和4年度 第1回瑞浪市行政改革審議会会議録（案）

1. 日時 令和4年7月12日（火） 14:00～15:15
2. 場所 瑞浪市役所 2階大会議室
3. 出席者  
出席委員 古田 成志（会長）  
早瀬 邦夫  
小島 博和  
遠藤 俊哉  
大竹 悦子  
小木曾 みどり  
[名簿順、敬称略]
4. 瑞浪市 水野 光二（市長）※途中退席  
正村 和英（理事兼総務部長）
5. 事務局 加藤 昇（企画政策課長）  
三浦 啓輔（企画政策課企画政策係）  
後藤 明美（企画政策課企画政策係）
5. 日程  
委嘱状交付  
市長あいさつ  
第5次瑞浪市行政改革大綱等について  
議 事
  1. 会長選出
  2. 会長職務代理者の指名
  3. 審議会の運営・スケジュールについて
  4. 第5次瑞浪市行政改革の外部視点による評価・検証のあり方について
  5. 今後の行政改革の進め方についてその他

事務局

定刻となりましたのでこれより、第1回瑞浪市行政改革審議会を開催します。

本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

早速ですが、会議に先立ちまして、瑞浪市行政改革審議会について簡単に説明させていただきます。

この審議会は、地方自治法という法律で規定されています。附属機関として、外部の有識者の皆様に、行政改革の進捗状況を評価していただきたいという目的で行う会議です。

最終的には、ここにお集まりの委員の皆様からの評価や意見を踏まえまして、市長を本部長とする、行政改革推進本部会議で最終評価を行うこととしています。

瑞浪市では行政改革の取組に対する評価について、毎年このように各担当課にてまず内部評価を行い、平成29年度からこのように外部委員の皆様からの評価をいただいています。

本日は、瑞浪市の行政改革の取組につきまして、委員の皆様のご立場や経験、知識など多様な視点で率直な評価や意見をいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

それではレジュメに従い進めます。

委嘱状交付です。市長から委嘱される6名の方に、これより委嘱状を交付します。名前を読み上げますので、その場でお立ちいただきますようお願いいたします。それでは市長よろしくお願ひします。

市長

(各委員へ委嘱状を交付)

事務局

ありがとうございました。それでは市長あいさつに移ります。水野市長よろしくお願ひいたします。

市長

皆さんこんにちは。令和4年度第1回瑞浪市行政改革審議会ということで、皆さんに委嘱状の交付をさせていただきました。委員をお引き受けいただきありがとうございます。今、司会者からお話したように、それぞれのご経験や、日々の生活の中でこれはおかしいのではないかなど、どんなことでも結構ですので、気づかれたことがありましたら、ご提案をいただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひします。

この行政改革審議会というのは、平成7年に高嶋市長が当選されてすぐ立ち上げられました。それから、現在まで5期にわたって、この瑞浪市政の行政改革をしてきました。

私が40歳の頃、高嶋市長からご指名をいただき、第1回瑞浪市行政改革審議会の委員となりました。右も左もわからない、世の中の仕組みもわからない段階でこの行政改革審議会の委員をさせていただきました。素人の強みといいますか、好き勝手言わせていただいて、当時の事務局の皆さんを困らせた記憶があります。皆さんの常識が我々行政の常識じゃない部分もあり、また、行政の常識が皆さんの常識ではないこともあるかと思ひますので、その辺の摺り合わせを行うことも、この行政改革の大きな目的だと思ひます。

昭和、平成にかけて、国や各自治体の財政が大変厳しくなってきたため、健全化を図るということも、この行政改革の大きな目的だと思います。また、本当に役所は世界情勢、社会経済情勢に対応できる組織となっているのかについても、行政改革の大きな課題であると思います。そして、業務の効率化です。今は技術革新により、我々行政も効率化が図られてきています。当時は、まだまだ手作業で書類を作成していた時代でした。行政の事務作業をどう効率化させるか、この行政改革の大きなテーマだと思います。さらに、行政のスリム化、人員の適正化です。行政は肥大化しつつある組織として、必要以上に多くの職員が働いているのではないかとご指摘を受けていました。1番職員が多い時に460人程度で、今は400人強となり適正化されてきています。一時は職員数が、400人を切る状況になりましたが、新たな市民サービスに対応する人材も必要となったため、今は職員の適正化ができてきたと思います。あとは職員の給料について払い過ぎではないのか、そういうこともこの行政改革の中の一つのテーマであると思います。そういうことを、ぜひ、皆さんで議論をしていただきたいと思います。

今言いましたように、1期から4期までの間に、様々な課題に関して改革をしてまいりました。5期が平成28年度から始まりました。既に私が市長になっていましたが、今までにやらなければならないと言われることは、1期から4期の間にやってきたため、さらに、そこからどう行政改革を進めるのかと考えたときに、現在の質を向上させることとしました。今の人員で、今の予算で、さらに市民サービスの向上、職員の質の向上するためには、どうしたら良いかということテーマにしよう決め実行してまいりました。

本来であれば、令和2年度で第5次行政改革大綱推進期間は、終了する予定でしたが、瑞浪市の1番上位の計画であります総合計画の終期と行政改革の終期を同じにし、第7次瑞浪市総合計画に反映させていくべきと判断し、第5次行政改革大綱推進期間を3年間、令和5年度まで延長しました。この審議会で、様々な議論をしていただければありがたいので、ぜひ新任でこの審議会の委員になっていただいた方も何人かいらっしゃいますので、こういった経緯で、現在の行政改革があるということをご理解いただき、お気づきの点についてご提案、ご意見をいただければありがたいと思います。

1年間の任期ということで、誠に申し訳ありませんが、よろしく申し上げます。皆様の忌憚のないご意見をどんどん発していただきますことをご期待申し上げまして、私の冒頭のご挨拶とさせていただきます。大変お世話になりますが、よろしく申し上げます。

事務局

ありがとうございました。水野市長につきましては、この後公務がございますのでここで退席をさせていただきます。よろしくお願いたします。

それではレジュメに従い3、第5次瑞浪市行政改革大綱等につきまして、説明に入ります。

その前にこれから様々な説明をしていきますが、欠席者が数名みえると、会議が開けないという規定があります。本日は6名全員が出席していますので、この審議会が成立していることをここで述べさせていただきます。

また事前に配布させていただきました資料ですが、資料1から資料7ということで大

変多いですが、不足する資料があればその都度言っていただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。それでは、資料2、資料3にて事務局より説明を申し上げます。

事務局

事務局の三浦が説明させていただきます。座って説明させていただきますのでよろしく申し上げます。

3、第5次行政改革大綱等についてですが、資料2をもとに説明させていただきます。本大綱は、行政の目標である総合計画を効率的に達成するための取組として位置づけているものです。これまで行ってきた経費削減の努力を継続しながら、第6次瑞浪市総合計画に掲げる将来都市像「幸せ実感都市みずなみ」を実現するために、市民満足度の向上を目指して「行政の質の向上」を基本方針としているものです。

本大綱の推進期間は、当初は、平成28年度から令和2年度までの5年間としておりましたが、令和5年度を一つの終期としている市の最上位計画である総合計画に定める行政の運営の方向性と一致させることや、今後も「行政の質の向上」の取組は継続していくことの重要性を踏まえ、令和5年度まで延長することを一昨年度決定したところです。

続きまして、第5次瑞浪市行政改革大綱の行動計画推進状況（令和3年度）及び取組方針（令和4年度）をご説明します。資料3をご覧ください。まず、1ページめくっていただきますと、第5次行政改革大綱の体系が記載されています。基本方針である「行政の質の向上」、そして次に、行政改革の柱として、「協働による行政運営」、「簡素で効率的な行政運営」、「持続可能な行政運営」を3本の柱としています。次に、3本の柱を19項目の行動計画で構成しています。その右側の1ページ目から最終ページまでの3本の柱ごとに、具体的行動計画の評価に基づき、行動計画の内容、行動計画、進捗状況及び取組方針など、全体の評価を記載しています。その下段からは、具体的行動計画ごとの評価となっています。

担当課では、令和3年度の行動計画進捗状況に基づき、内部評価を行い、令和4年度の取組方針を記載しています。具体的行動計画は、全部で100取組項目がありますが、その全てを◎、○、△の3段階で評価をしています。令和3年度の内部評価としましては、◎が62項目、○が28項目、△が10項目でした。

それでは、後ほど説明をさせていただきますが、委員の皆様には評価をお願いする19の行動計画のうち、近年動きのありました事業等を中心に、一部抜粋してご説明を申し上げます。

令和3年度から新たに位置づけた具体的行動計画は、(2)簡素で効率的な行政運営、⑤行政手続の簡素化の「行政手続における押印の見直し」を行いました。40ページをご覧ください。この取組は、各課において、行政手続に押印が必要なものを洗い出すとともに、押印義務規定の廃止の可否について検討し、見直しを行いました。この具体的行動計画は、目標を達成することができました。令和3年度の実績としまして、これまで押印を求めていた1,190件の行政手続のうち、1,077件、90.5%の手続について、令和3年10月から、押印を不要としました。令和4年度の取組としまして、項目別の例規には押印義務規定が残っていることから、引き続き、項目別の例規改正に合わせて、残存する押印義務規定を削る改正を行っていきとしています。

続きまして、令和3年度に見直し、改善（△）が必要な具体的行動計画は、全体で10項目ありましたが、コロナ禍における規模縮小、中止がうち7項目でしたので、それ以外の3項目について説明してまいります。

1つ目は、（1）協働による運営、②指定管理の推進の「斎場指定管理者制度の導入」です。15ページをご覧ください。この具体的行動計画の内容としましては、斎場の指定管理者制度を進めるというものになります。令和3年度の目標は準備という目標でしたが、実績としては見送りとなり、達成することができませんでした。想定していた行政経費の削減につながらない結果ということが、検証してわかりましたので、導入を見送りましたが、指定管理者制度の導入の可能性を引き続き検討していくこととしています。

2つ目、3つ目は、（3）持続可能な行政運営、①公共施設の見直し再編の「農業用施設の維持、管理に関するコストの縮減」と「都市計画公園の維持管理に関するコストの縮減」です。45ページ、46ページをご覧ください。これらの行動計画は、いずれも公共施設の維持管理経費を縮減するものとなります。それぞれの目標の削減効果を達成することができませんでした。令和4年度の取組として、交付金の活用や、その交付金や事業の普及啓発に努め、コスト削減を目指し、新たな手法や工法の導入を検討するとしています。

続きまして、令和4年度から新たに位置づけました具体的行動計画が1項目ありますので、それについて説明をいたします。（2）簡素で効率的な行政運営、④業務システム化の推進の「行政DXの推進に伴うペーパーレス化」を新たに位置づけました。37ページをご覧ください。この具体的行動計画は、紙体質の脱却意識とコスト意識の醸成を図りまして、全庁的な取組として共通認識のもと、ペーパーレス化を推進していくものとなっています。

令和3年度は、全体的におおむね達成以上の評価がほとんどを占めていますが、見直し、改善が必要な項目、事業に限らず、「行政の質の向上」を目指しまして、見直し等の改善を行ってまいりたいと考えています。以上で説明を終わります。

事務局

瑞浪市の行政改革大綱の説明をしましたが、本日新任の方もみえますので、かなり多い行政用語がありまして、難しい内容となっておりますが、先ほど市長が申し上げましたとおり、「行政の質の向上」ということで我々行政職員が、質を少しでも向上して市民サービスや地域の取組にそれを反映していきたいと考えています。さらに、経費も青天井ではありませんので、削減していく中で必要な事業に、その削減した分を、投入することもできますので、日々いろいろな工夫をしながら、進めている取組が100項目ありそれを分野別に分けて、項目立てで行っているものでございます。

ただいまの説明は、内部評価として我々市の職員が、日々行っている業務を、自分の担当課で評価したものであります。皆様方には、この100項目全てを評価していただくのは、とても大変ですので、3本の柱の次にある19項目の行動計画について、評価をいただきたいと思います。

また後ほど、評価の手法については説明をしますので、どうぞよろしくお願ひいたし

ます。それでは質問等の時間は別で設けたいと思いますのでここから議事に移ります。

事務局            それでは議事（１）会長選出でございますが、会長が選出するまでは私がそのまま進行を務めさせていただきます。会長選出に当たりまして資料４―１、これが瑞浪市行政改革審議会規則の第４条第２項に会長は委員の互選により定めるということになっていきますので、ここの６名の委員の皆様は互選となります。どのように決めたらよろしいでしょうか。何かご意見あればお願いいたします。

委員                （事務局一任の声）

事務局            今、事務局一任というお声をいただきましたが、もしよろしければ事務局で案を出させていただきたいと思います。それでは、事務局案としまして、昨年度まで長年、古田先生にお願いをしていますので、中京学院大学の古田准教授に今年の会長をお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

委員                （了承の声）

事務局            どうもありがとうございます。それでは、古田成志様、会長席を設営しますのでそちらに移っていただきご挨拶をよろしく申し上げます。

会長                改めまして、中京学院大学の古田と申します。先ほどご紹介があったように今回で６回目の参加ですが、毎回この審議会に出させていただいたときの感想として、非常に難しいと感じています。

もともとの審議会の目的というのは、私の言葉で恐縮ですが、費用対効果を、無駄がなく、いかに住民サービス等の効果を最大限発揮するか。その組織の体制やその組織が実際にどのように動いているかを、我々外部の目線で見えていくことだと思います。仕組みや風土など、なかなか表面上に出てこないところがあるので、やはり難しいと感じています。

ただ過去５年委員をやらせていただいた時に、非常に頼りになったのが、委員の皆さんそれぞれのお立場として発言されたご意見です。先ほど、委員の中に「こんなこと言っているのか」とおっしゃっていた方もいましたが、そういった行政の目線にはない意見というのが、市の行政運営にとって、新たな発見や、気づきが出てくるかと思います。なので、委員の皆さんも、審議会を進行していくときに、それぞれの立場から、いろいろなお意見をどんどん申出ただけならなと思いますし、そういった環境づくりがしっかりできるよう私が微力ながら、頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局            古田会長どうもありがとうございました。それではこれからの議事を、古田会長に進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

- 会長                    それではこれからの議事を進行させていただきます。  
                          まず、議事（２）会長職務代理者の指名ということで、瑞浪市行政改革審議会規則第  
                          ４条第４項の規定により、会長が職務代理者を指名することとなっていますので、瑞浪  
                          青年会議所の遠藤委員にお願いしたいと思います。遠藤委員いかがでしょうか。
- 職務代理                よろしくお願ひいたします。
- 会長                    ありがとうございます。それでは遠藤委員よろしくお願ひいたします。  
                          次に、（３）審議会の運営スケジュールについて、まずは、資料４－２及び４－３を  
                          ご用意ください。この審議会の運営につきまして、今回は第１回の審議会ですので、初  
                          めに、会議の運営についてお諮りいたします。資料４－２運営規程（案）及び資料４－  
                          ３傍聴規程（案）について、事務局から説明をお願ひいたします。
- 事務局                    それでは説明させていただきます。資料４－２をご覧ください。この規定は、瑞浪市  
                          行政改革審議会設置要綱第８条の規定による委員会の会議運営について定めているも  
                          ののです。この会議は公開とし、会議録、会議に提出した資料を公開するものと定めてい  
                          ます。また、第３条の会議の傍聴規程は別に定めることとしています。  
                          引き続き傍聴規程についてご説明します。資料４－３をご覧ください。この規定は、  
                          運営規程第３条の規定により、傍聴には申出が必要なことや、傍聴人が守るべき事項等  
                          について必要な事項を定めているものです。運営規程と傍聴規程は、この審議会でご承  
                          認いただければ、本日７月１２日より施行となるものです。よろしくお願ひします。以  
                          上です。
- 会長                    ありがとうございます。事務局の説明にもありましたように、この会議は公開するこ  
                          ととし、その他の条項につきましても、運営規程案及び傍聴規程案のとおりにしたいと  
                          思いますが、いかがでしょうか。  
                          では、ご異議がないようですので、運営規程及び傍聴規程に従い進めてまいります。  
                          つづいて、資料５の管理スケジュールについて、事務局より説明をお願ひいたします。
- 事務局                    はい、ではスケジュールについてご説明します。資料５をご覧ください。審議会の全  
                          体スケジュールですが、委員の皆様方に関係ある部分が、上から３番目の行政改革審議  
                          会（外部評価検証）の欄になります。まず、７月に第１回の本日ですが、委員委嘱と要  
                          旨説明をさせていただいているところでございます。８月下旬に２回目をと考えており  
                          ましたが、昨年度と同様に、意見交換に係る部分を書面開催とさせていただきたく考え  
                          ています。１０月中旬には、会長のみのご対応となりますが、皆様の意見をまとめた意  
                          見書を市長へ提出するという流れを考えています。最終的には、市の本部会議を通しま  
                          して、皆様の意見を反映、活用できるかを検討し、年度末の３月ごろまでに公表してい  
                          きたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。その後、市議会への資料提供

のほか、市のホームページに掲載してまいりますのでよろしくお願いたします。以上、説明を終わります。

会長           ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見やご質問があれば、お願いたします。

委員           令和2年度で一旦終わっている内容に対し、つけ足しのように今までやってきたことと同じように評価をするということですか。行政改革とえば、私の仕事からすればもっと幅が広いです。今回のように、誰かがどこかで何かをやったことに対し、良いのか悪いのかではなくて、もっと瑞浪市の問題は何かをはっきりと認識した上で、どうしたら良いかを考える。初めから市が決めた目標・取組があつて、これについて私たちは、○、×で評価をするだけの仕事でしょうか。

事務局       はい、ありがとうございます。まず、議事に入る前に、事務局で、行政改革大綱の説明をさせていただき、そこで「行政の質の向上」を目指しますと申し上げましたが、本来であれば、平成28年度から令和2年度までの5年間の計画でしたが、第7次瑞浪市総合計画が間近に控えているということ、「行政の質の向上」以上の目標が、なかなか立てられないところから、3年間延長し第7次瑞浪市総合計画の期間に合わせることにしました。その間は、平成28年度から行政改革大綱で示した取組を引き続き現在も実行しているところです。

おっしゃるように、全体を俯瞰するような形でご意見いただければ非常にありがたいと思います。かなり細かい100項目という事業もありますが、それは市がこういうことをやっているということのご紹介で、評価するときの参考にしていただければ結構です。

委員           それであれば良いですが、私たちは6人集まっているので、ここで認識を1つにしたほうが良いと思います。はっきり言って今回は、小さなポイントを評価するということですか。そのような評価をするという話であればそれで良いのですが。

例えば、今瑞浪市の1番の問題は何で、それに対しどう考えたら良いか、皆さんはどのように考えているのでしょうか。私ははっきりしています。皆さんと違っているかもしれませんが、行政改革＝行政のサービス低下してしまうと思う。そのような意見で大丈夫でしょうか。皆さんと私の意見は同じでしょうか。

事務局       忌憚のない意見いただきたいと思っていますので、もし6名の委員でそれぞれ違う意見が出る場合もごまいますので結構でございます。その意見を踏まえまして、市はもう一度本部会議で諮りまして、反映できるものを反映しながら、日々改善していきたいと考えていますので、率直な意見をいただければありがたいです。

会長           私から補足です。次の資料6-1と資料6-2で事務局から説明があると思います

が、そちらのフォーマットで、19個の行動計画それぞれを、それぞれの目線で、評価をしていただくこととなります。なので、当然、皆さんそれぞれにお考えが備わっていることを前提に、いろいろな目線で議論、コメントをしていただきたいと思います。逆に目線が整っていないほうが、より多様な意見が出て市側としてはありがたいと、いつも言っていますのでそういうご理解をお願いいたします。

ほかに資料5のスケジュールにつきまして何かご意見やご質問はございますか。特によろしいでしょうか。

改めて確認ですが、今年度も2回目については書面開催という形でよろしいでしょうか。

事務局 はい。

会長 そのようなスケジュールになりますので皆さんよろしくをお願いいたします。

では続きまして、(4)第5次瑞浪市行政改革の外部視点による評価・検証の在り方について、資料6-1に基づいて事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 では、第5次瑞浪市行政改革の外部視点による評価・検証の在り方についてご説明します。資料の6-1をご覧ください。この資料は、第5次行政改革の外部評価の手法についてまとめたものとなります。

1ページ目から順にご説明します。第1はじめには、外部視点による評価検証の導入に当たっては、第5次行政改革の行政改革の柱の1つである協働による行政運営において、外部の視点による評価を推進していることから、推進管理の開始年度である平成29年度から外部評価を実施しています。第5次行政改革の推進期間は、平成28年度から令和5年度までの8年間とし、基本方針を、「行政の質の向上」とし、3つの行政改革の柱と行動計画19項目、具体的行動計画100項目で構成しています。

2ページ目をお願いします。第2内部評価は、具体的行動計画に掲げる100項目の進捗状況について、評価検証を行い、取組内容の達成度を明確にすることとしています。

次に第3外部評価は、外部委員の意見を、今後の行政改革の推進に反映し、外部評価の内容を公開することで、市民の市政の理解を深め、参加意識の醸成を図ることとしています。評価検証する対象は、行動計画の19項目で、その評価、検証は、行動計画19項目の内部評価結果について、書類評価にて、評価検証することとしています。先ほどから申し上げますように、委員の皆様方には、この19項目について評価をしていただきたいと思いますと考えています。評価検証に当たっての視点は、行動計画の項目がそれぞれ予定した具体的行動計画に沿って進められているか、目的意識改革への認識が適切であるか、今後の方針が明確になっているか、進行に支障、課題がある場合、それに適切に対応しているか、遅れているものについては、その理由が納得できるものか、の5つの視点で、評価検証を行っていただきたいと思いますと考えています。委員の皆様のご経験等から評価をいただければと思います。

3ページをお願いします。評価区分、評価基準についてご説明します。評価基準は、

◎、○、△の3段階評価を行います。令和3年度の目標取組に対し、「◎」達成で、80%以上、もしくはほぼ想定どおり、またはそれを超える状況となった場合、「○」おおむね達成で、50%以上80%未満、もしくは想定どおりの状況に至っていないが、一定の成果が上がっている場合、または目標は達成しているが、実績が前年度未満である場合、「△」見直し改善が必要であるは、50%未満、もしくは想定どおりの状況にならなかった場合として評価区分の判定基準としています。

次に、評価検証の体制は、瑞浪市行政改革審議会として、学識経験者、公共団体等の代表、公募市民の男性4名、女性2名の6名で構成しています。結果の反映、活用については、内部評価、外部評価の結果や、社会経済状況の変化を踏まえ、担当課において必要な見直しを行い、大綱に掲げる目標の達成を目指すこととしています。委員の皆様方に、指標、書類評価をしていただく様式6-2を添付していますのでご確認ください。以上で外部視点による評価検証の在り方について説明を終わります。

会長                    ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見やご質問があればお願いします。

委員                    この審議会が初めてですので、この評価表についてわからないのですが、この行動計画に対して、評価を3段階に分けて記入していくということだと思われませんが、少し見たところだけで、わからないところがあります。例えば、職員定数の適正化という行動計画がありますが、これはどう評価をしていけばよろしいでしょうか。

事務局                ありがとうございます。それでは職員定数の適正化ということで、資料3を使って、説明させていただきます。62ページを開いていただきますと、1番上に、行政改革の柱ということで(3)持続可能な行政運営、皆様に評価いただきたい行動計画の⑥職員定数の適正化というのが2行目に書いてあると思います。また4の下から内部評価、外部評価という欄があり、ここの欄が全体の評価を指します。皆様には、この令和3年度の外部評価をしていただくこととなりますが、具体的行動計画がそこに何個かぶら下がっています。これらの取組を行い、令和3年度の内部評価は◎で、職員定数の適正化に向けた取組は100%行っているというのが、市役所内部の評価になります。市役所は100%としているが、我々外部委員はそう感じませんというのが、過去の例をみるとあります。例えば、平成28年度から令和2年度まではずっと、内部評価は100%で、◎になっていますが、外部委員の皆様からは、△を含めてそれぞれのお立場でのご意見をいただいています。

先ほどの資料6-2の評価表では、3段階で、市役所が言うようにこの行動計画は100%達成しているという評価をいただけるのであれば◎をつけていただいて、おおむね達成ということであれば○という視点でお願いしたいと思いますので、評価自体が非常に難しいです。戸惑うところもございますが、例えば、評価をする上で参考に見ていただきたいところは、具体的行動計画です。100項目あり、全部見ていただくのも大変ですが、こういった取組も全体を含めて、ここの職員定数の適正化は、◎と内部評価

は判断しています。そういった具体的な行動計画の内容も見つつ判断するようお願いいたします。

例えば、⑥職員定数の適正化でいえば62ページだけで、1つだけしか具体的な行動計画がありませんので、定員管理の適正化ということで、目標が413人に対して、職員数は415人ということで、令和3年度時点では、目標より2人多いですが、令和5年度までに、418人という目標が立っていますので、ここでは、◎という評価をしています。ただ、目標どおりではないので、この評価は甘いじゃないかというご意見をいただければ、○というように解釈していただいてもいいのですが、数字だけで言うと80%以上で達成ということにしていますので、なかなか表現が難しいですが、委員のご経験の中で、評価していただければありがたいと思います。それで、意見という項目もありますが、これは何か行政側にこうしたほうが良いのではないかという、建設的な意見をいただければありがたいです。必ず意見を書かなければならないわけではありませんが、こういうことに注意してほしい、改善をしてほしいなどを記入していただければありがたいです。

委員 職員がこのように評価したから、本当にその評価で良いかだけを見て判断すれば良いということですか。

理事兼総務部長 少し補足で説明させていただきます。おっしゃられることは、俯瞰した全体的なところの評価が必要じゃないかというご意見だと思いますが、まずは、この行政改革大綱というのを定めて、それに基づいて1項目ずつ進めています。それについてのご意見を、いただきたいということです。まずはこの小さい項目になると思いますけれどもそれ1つ1つを19の項目に分けてありますので評価していただきたいと思います。

先ほど会長も触れましたが、いろんなご意見をいただければありがたいので、評価表の様式の中に意見欄があります。項目ごとになるのですが、今のご意見で例えば、ある市の取組にこんなものがあるから、こういった取組を参考したらどうですか、というご意見がもしあれば、今の職員定数の適正化のところ、そういう意見を書いていただければ非常にありがたいです。この具体的な行動計画の目標が415人に対して達成しているから◎という評価になっていますが、瑞浪市の視点では◎だけど、こういう事業が必要だからもっと職員がいるのではないか、もっと職員を少なくしても大丈夫じゃないかというようなことも含めてご意見として書いていただければ大変ありがたいと思います。

委員 私が市役所の市民課へ行きまして、そこでの対応、自分が実際に接したときに、自分が思ったことを評価するのではなく、ここに書いてあることを読んで、そしてこの内容に納得して大体できているというように評価をするということによろしいでしょうか。

事務局 ありがとうございます。感じることを含めて評価していただきたいと思います。ここに書いてあるものは、あくまでも事実といえますか、こういうことを取り組んでいると

うだけですので、我々が気づかない、委員が気づいた部分を、意見として書いていただければ非常にありがたいです。

委員 数字には現れませんが、窓口で順番待ちはありましたが、すぐに対応いただけたなどの意見でも良いですか。

事務局 その意見をいただければありがたいです。

会長 ほかにご意見、ご質問はございますか。なかなかわかりづらい部分も委員の皆さんはお持ちかと思いますが、資料3はあくまで、先ほど、加藤課長が説明したように市役所で、令和3年度にやられてきた事実が記載されているものになります。その情報をもとに委員の皆さんが、それぞれの意見を出していただけたらと思います。また内部評価と外部評価の3つの判断基準は当然異なっています、僕も、過去5年間に、◎しか付いていないものに対して、いやそうではないと、△を付けとこともあります。

評価基準に80%とか50%以上80%未満といった数値で書かれているものがありますが、それに関して、まず皆さんがそれぞれの基準で評価を、一応◎が想定どおりにしていること、○がおおむね行っている、△が不十分であるといった形で、評価を付けていただいて、可能であればそれぞれの行動計画に対してコメントを書き添えていただけたら非常にありがたいと思います。特にコメントで書いてあることが、実際の行政の運営部分に反映されたということが、過去5年間でも多々ありましたので、なかなか全部は難しいかもしれませんが、先ほど例えば委員がおっしゃっていたような、行政のサービスに時間がかかったとかそのようなコメントは非常に貴重なものになると思いますので、評価を3段階でつけていただいた上で、可能な範囲で、ご意見をいただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。ほかに何かご意見やご質問ございますか。加藤課長お願いします。

事務局 大変短い時間で評価の手法について説明させていただきましたが、個別に対応もさせていただきますので、評価方法について今日全てを説明するというのがなかなか時間的に厳しいので、また、事務局の三浦、もしくは私に連絡いただければ、対応させていただきますのでよろしく願いいたします。

会長 資料3以外の情報もホームページや市の内部情報もあるかと思いますが、わからないことがあったら積極的に事務局にお問合せいただけたらと思います。あと併せてお願いですが、資料6-2について、紙媒体でいただけていますが、パソコンで作成したいので、希望をされる方にデータを送っていただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。

事務局 会長から依頼があったとおり、データのほうが取扱いしやすいということでありましたら積極的にデータで作成していただけたらと思います。この会議が終わりましたら、

メールアドレスを教えていただければ、そちらにこの様式を送ります。

この資料6-2を8月22日(月)までに提出していただきたいので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会長                   それ以外に何かご意見、ご質問等がありますか。では8月22日までと期間が短い中で大変恐縮ですが、わからないことがあったら、事務局に問合せいただき、行動計画について評価するようお願いいたします。続きまして、資料7に基づいて(5)今後の行政改革の進め方について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局               資料7について説明させていただきます。冒頭から説明している通り、これまで第5次行政改革大綱は、総合計画と別に策定していますが、市の最上位計画である総合計画に含まれていることや、現行の大綱で「行政の質の向上」を基本方針としており、既に見直しの余地がないことなどから、次の行政改革大綱は、第7次瑞浪市総合計画の中で、行政改革を包括的に推進していくとし、第5次行政改革大綱を令和5年度まで延長し、推進していきます。以上で説明を終わります。

会長                   ありがとうございます。ただいまの説明に関して、ご意見やご質問があればお願いします。特によろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは全ての議事が終了しましたので、これをもちまして第1回瑞浪市行政改革審議会の議事を終了いたします。進行を事務局にお返しいたします。

事務局               どうもありがとうございました。それでは事務局から事務連絡をします。

報酬の支払いについてご連絡します。報酬につきまして、瑞浪市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づいて、学識経験者は1回8,000円、その他委員は1回5,000円としています。その額から源泉徴収額を差し引いた額を振り込みますので、お願いします。報酬につきまして、今回の会議と書面開催の計2回分を支払う予定です。今年度の業務が全て終了した段階でまとめて支払いますのでよろしくお願いいたします。以上で説明を終了します。

それでは、全体を通しまして質疑がありますか。個別でも対応しますので、よろしくお願いいたします。限られた時間の中で大変ありがとうございます。

それでは最後に瑞浪市理事兼総務部長の正村より一言申し上げます。

理事兼総務部長   皆様、長時間にわたり第1回審議会に出席いただき、一方的にこちらからの説明が多かったですが、時間いただきありがとうございました。

先ほどから少し話があるように非常に資料が細かく、わかりにくいところもあると思いますので、繰り返しになりますが19の項目について、評価をお願いしたいと思えます。

それぞれについて、ご自身で何かを感じる、考えることのご意見等があれば、それも含めて記載していただければありがたいと思えますのでよろしくお願いいたします。補

足ですが、資料3について行政改革の柱の下にある行動計画が、①から⑯までありますが、それぞれの担当課が同じような事業を行っていますの、行動計画によってはその下の、具体的な事業といいますか、具体的行動計画が多くぶら下がっているものもあります。先ほど見ていただいた職員定数の適正化はたまたま1つしかなかったですが、1番最初にある(1)協働による行政運営、①住民団体等の活動支援の推進では、この行動計画だけで12ページあります。このように行動計画によって濃淡もありますので、なかなか簡単ではないと承知していますが、その中で特徴的なところを注視しても、全体で見ていただいても構いません。それぞれの判断で評価をし、ご意見いただければ大変ありがたいですので、よろしくお願いいたします。

これから暑い時期ではありますが、皆様にこの細かい資料を見ていただき、評価をお願いするということは大変恐縮ですが、ぜひとも瑞浪市の発展のためにお力をいただければありがたいので、よろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

事務局

これもちまして第1回瑞浪市行政改革審議会を終了とします。忘れ物ないようお気をつけてお帰りください。本日はありがとうございました。

【散会】